

# 日本の大学における EMI の導入に関する諸問題

## Problems in Introducing EMI in Japanese Universities

鳥飼慎一郎

TORIKAI Shinichiro

### キーワード

英語による授業、フライブルク大学、チューリッヒ応用科学大学、  
コーパスに基づく EMI のための司法英語辞書、

English-taught programs, Freiburg University, Zurich University of Applied Sciences,  
corpus-based legal English dictionary for EMI

**Abstract:** English as the medium of instruction (EMI) has been widely adopted in the European Union (EU). Many educational institutes in the EU provide English-taught programs to encourage the mobility of researchers and students within the EU region. This article first introduces the historical background of EMI; why it is necessary in Europe, where two world wars were fought. Second, the current endeavor of Freiburg University to establish their own-designed EMI program and certification system is explained, focusing on their in-depth studies on the linguistic and intercultural aspects in the EMI classrooms. Then, an investigation by Prof. Dr. Patrick Studer of Zurich University of Applied Sciences on the key factors to make EMI classes successful is referred to. He concludes that vocabulary range, phonological control, goal-oriented cooperation, and structural explicitness are the most appropriate descriptors to determine the success or failure of the EMI classes. Finally, the research findings by the project group of the present author are presented. They include four important linguistic categories for the productive use of legal English based on 30 million legal English corpora, hoping that this type of corpus-based research will make it easier for the Japanese university instructors and students to introduce the courses where English is used as an academic lingua franca.

## 1. はじめに：謝辞に代えて

2019年3月31日をもって私は定年となり、立教大学異文化コミュニケーション研究科を退任した。同研究科が私の退任を記念して「退任記念特集」を組んでくださることになった。まことに名誉なことであり、心より感謝申し上げている次第である。

私は1996年に立教大学に着任した。2年間大学教育研究部に所属し、その後は法学部に10年間所属した。2008年からは新たに開設された異文化コミュニケーション学部にも所属し、定年に至った。異文化コミュニケーション学部および大学院では、英語教育関連科目を担当した。立教に着任して以来、英語教育を専門として研究をする傍ら、コーパス言語学、幕末期における英学史、イギリスの司法英語の歴史の変遷、EUの外国語教育などを研究してきた。とりわけEUの英語教育については現地での調査を繰り返し、その歴史的背景、現在の状況、今後の方向性等について研究を重ねてきた。本小論では、EUにおける英語教育および教育機関における英語使用の実態、日本の大学におけるEMI (English as the medium of instruction) によるカリキュラムの展開についてふれ、最後に日本の大学がEMIを導入するにあたって超えるべき諸問題とその解決方法について論じてゆきたい。

本小論は、退任にあたり、異文化コミュニケーション学部、異文化コミュニケーション研究科に感謝の意を表明するものであり、今後、私がどのような分野の研究をし、大学の英語教育およびEMIの分野で関わりをもっていくのかを示すものでもある。

## 2. EUの成り立ちとEMIの現状

EUの成り立ちは、第1次世界大戦と第2次世界大戦の反省と、二度とヨーロッパの地で戦争を起こさないという強い決意に基づいている。ヨーロッパはこの2度の戦争により甚大な被害を受け、ひどく荒廃した。そこには勝者も敗者もなく、ただ荒廃があるのみであった。そのような中で、戦火を交えたヨーロッパ各国は、戦争を防止すべき方策を真剣に議論するようになった。その答えの一つが、経済分野における水平的相互依存関係の構築である。一国だけですべてを賄えるような完結性を求めず、複数の国々が相互に依存した経済体制を構築することで、各国の協力関係を強化し、共存共栄の経済システムを作るという考えである。最初に考えられたのが、当時の産業における中心的存在であった石炭と鉄鋼の相互協力関係の構築である。この考えに基づき、1952年に戦争当事国であったフランス、西ドイツ、イタリアおよびベルギー、オランダ、ルクセンブルクがEuropean Coal and Steel Community (ECSC) を発足させている。ECSCはその後拡大の一途をたどり、1957年にはEuropean Economic Community (EEC) となり、1967年にはEuropean Community (EC) へと拡大発展した。ソビエト連邦共和国の崩壊後は、かつての東ヨーロッパ諸国の多くをその構成メンバーに加え、1993年には現在の名称であるEuropean Union (EU) となり、その構成メンバーも27カ国を数えるようになっていく<sup>1</sup>。

EU域内では移動の自由が保障され、ほとんどのメンバー国では共通の通貨であるユーロが使用され、経済的な統合が促進されている。教育の面においても、1987年から始まったエラスムス計画や1999年に採択されたボローニャ宣言により、域内の高等教育機関における教育内容の標準化、単位の互換制度の容易化、域内の複数の教育機関による「EU修士課程」の創設などを通して、学生や教員の移動が活発になってきている<sup>2</sup>。域内の高等教育機関では、現地語での教育に加えて、英語を教育機関のリンガフランカととらえ、英語による教育プログラムが盛んに提

案され実施されるようになった。私が2015年にサバティカルで半年間滞在したドイツのフライブルク大学でも、現在24のプログラムが英語で提供されており、そのうちの23が修士課程のプログラムで、自然科学系が多いのが特徴である<sup>3</sup>。フライブルク大学では、英語で授業を行うための教育支援組織であるEMI teamがLanguage Teaching Centre内に設置されており、EMIでの授業を支援するための活動や研究を行っている<sup>4</sup>。オランダはEMIが最初に導入されたといわれている国である。その代表的な大学の一つであるマーストリヒト大学に見学に行ったが、多くの学部のカリキュラムが英語で展開されており、現地語のオランダ語で行われている授業は少数であるとさえ言っている学生もいたほどである。マーストリヒト大学の公式ホームページによれば、学生の50%がオランダ以外の出身で、教員も38%がオランダ以外の出身者であり、100を超える国から1000人の留学生が学んでいるという。オランダ人学生の40%が外国に留学し、ほとんどのプログラムがそのすべてか一部を英語で行っているという<sup>5</sup>。EMIは、ドイツやオランダ以外でも英語を現地語としないEU諸国で盛んに行われているのである。EU域外に目を転じれば、旧大英帝国に属していたカナダのフランス語使用地域、南アフリカ、インド、パキスタン、バングラディシュ、マレーシア、香港、歴史的にアメリカの影響が強いフィリピンなどの国や地域においても多くの高等教育機関で英語で授業が行われ、英語のみで卒業が可能となっている<sup>6</sup>。私がインタビューしたインドネシアの大学生によれば、多くのインドネシアの学生は英語で授業が受けられる世界各国の大学に留学するのだそうである。

日本においても、英語による授業はすでに多くの大学のプログラムにおいて実施されている。日本学生支援機構(2019)の調査によれば、自然・人文・社会科学の68の分野で、英語のみで学位が取れるプログラムは713、日本語と英語の双方を使ったプログラムは228に及んでいる。文部科学省(2019)の調査によれば、平成28年度において、英語による授業がある学部は309大学、英語による授業がある研究科は222大学、英語による授業のみで卒業あるいは修了できる大学は、65学部と233研究科となっている。

### 3. EMIによる授業とは何なのか

EMIはEnglish as the medium of instruction あるいはEnglish-medium instructionの略語であるが、ただ単に英語で授業を行うということだけを意味するものではない。一般的には、非英語圏の大学で現地の教育言語ではなく英語を使って授業を行うことを意味するが、非英語圏の大学で、英語で授業を行っていけばそれだけでEMIといえるかといえば、必ずしもそういうものでもない。EMIがその真価を発揮するためには、英語に関わる諸問題に対応してゆくだけでなく、英語以外のさまざまな問題があることを認識し、それを解決してゆく努力が必要となる。以下、その具体例を見てゆく。

#### 3.1 フライブルク大学の試み

前述のように、フライブルク大学では、English-Taught Bachelor's and Master's Programsと称するEMIのプログラムが数多く提供されているが、単に英語によるプログラムの提供にとどまらず、連邦政府からの要請と支援により、EMIの教育支援活動が精力的に行われている。その一例として、フライブルク大学付属のLanguage Teaching CentreにはEMI teamが置かれ、EMIができる教員であることを証明する5年間有効のa quality sealを発行している。そのEMI証明書は、どのような能力を証明する認証制度なのであろうか。

Gundermann & Dubow (2016)によれば、フライブルク大学のEnglish- Medium Instruction - Qualitätssicherung (EMIの質保証制度)は、教員がEMIを遂行する上で必要な能力を、英語の能力 (Linguistic Competencies for English-Medium Instruction) とコミュニケーション能力 (Communicative Competencies for English-Medium Instruction) の2つに分けて評価している。英語の能力は、Fluency, Articulation and Pronunciation, Grammatical accuracy, Lexical accuracy and range, Code consistencyの5つの下位項目に分類されている。コミュニケーション能力の分野も、Cohesion, Prosody, Initiation and integration of student input, Responses to student input, Intercultural transparencyの5つの下位項目に分かれている。英語能力に関する5つの項目はどれも妥当な評価項目であるが、とくに興味深いのは5番目の評価項目のCode consistency すなわち「言語の一貫性」である。Gundermann & Dubow (2016)は、この項目を以下のように記述している。

Code is consistently English, both in speech and writing. If a language other than English is used, a follow-up explanation or translation in English is provided.

我々が英語で日本人の学生に授業をする場合に、わかりやすくするための配慮から、日本語を入れて話すことがある。EMIの授業では、このように現地語を使った場合にはその直後に英語での説明を加えているか否かが評価対象として挙げられているのである。いかにも異なる言語を母語とする学生を対象としたEMIのクラスならではの観点である。

コミュニケーション能力の分野では、さらに言語や文化を異にする学生への配慮が際立っている。4番目の評価項目では、学生からの発言への対応方法として、以下のように記述している。

Responses to student questions or contributions are sociolinguistically appropriate, if necessary comprehension is negotiated through adaptation of (non- or para-) verbal communication (variation in prosody, use of additional media or body language).

学生がしっかりと理解しているのかを確認するために、話す速さや話し方を変えたり、ジェスチャーなども交えて対応すべきであることが記されている。英語を母語としない学生がいることをしっかりと認識し、そのような学生の理解を促進するためのきめ細やかな配慮である。5番目の評価項目は文化が異なることへの対応の仕方である。

Locally specific concepts or matters are contextualized and explained in advance for the multicultural classroom.

どのような授業においても文化の違いは存在するものであり、違いがあることを前もって認識し、それを乗り越えるためにあらかじめ相手が理解できるようにしておくべきであるとの助言である。

### 3.2 Gundermann博士の講演とワークショップ

立教大学英語教育研究所は、2016年3月にフライブルク大学におけるEMIのCertificate制度を制定した当事者の一人であるSusanne Gundermann博士を招聘し、連続5日間公開講演会

とワークショップを開催した。3 回にわたる講演の演題は、以下の 3 つである。

1. The Spread of EMI in Higher Education
2. Challenges in EMI
3. EMI Project

第 1 回目の講演では、EMI に関する EU 各国の高等教育機関での取り組みが紹介された。域内の学術的な交流が進むにつれて、英語を高等教育機関におけるリンガフランカととらえ、英語を使った授業が増えている状況とその効果やメリットについて詳しい解説がなされた。

第 2 回目の講演では、フライブルク大学の修士課程の Renewable Energy Engineering and Management (REM) のプログラムを例にとって、学生側の多言語化、多文化化が進んでいるにもかかわらず教える側の教員が必ずしもそれに慣れていない現状と、それに起因するさまざまな問題、教員側の英語のレベルや適切さの問題、授業の質の低下の問題、それらの具体的な解決方法、さらには問題の本質は英語だけではないことなどについての紹介があった。

第 3 回目の講演では、フライブルク大学における EMI のサポートについての紹介がなされた。教える教員側が抱える問題は単に英語に限らないこと、授業内の質疑応答を始めとする学生とのコミュニケーションの取り方、相手の文化を理解することの必要性が強調された。その上で、EMI team のスタッフが実際に授業を参観して授業の改善点や改善方法の助言をすることや、EMI の証明書である EMI Quality Seal を発行するにあたっての評価項目や評価方法にまで話が及んだ。

2 回にわたるワークショップのテーマは、以下の 2 点であった。

1. Diversity and intercultural communication in the EMI classroom
2. Student interaction in the EMI classroom

1 回目のワークショップでは、EMI のクラスがいかに多様性に富んでいるのか、そこから発生するさまざまな問題にどう対応すればよいのかについて、具体的な方法論やその実践方法についての講習がなされた。その一例として、教員の話し方や指示の方法をどのように変えると問題の発生を未然に防ぐことが可能になるのかといったことなどを、具体例を挙げて紹介した。

2 回目のワークショップでは、EMI のクラスではいかに interaction が学びの質を深めるかをテーマに、学生と教員との人間関係を強めることの重要性が力説された。そのためには教員からの指示や説明の仕方が重要であるとし、具体例を使ってその効果的なやり取りが紹介された。とくに学生への質問の仕方、学生の質問への答え方、クラス内容のビジュアル化が、学生からの信頼を得るのに重要であることが紹介された。

3 回の講演、2 回のワークショップを通して強調されたことは、EMI が成功するには教員側の十分な英語力も当然必要であるが、決して英語力だけが問題なのではないということである。そして、学生側もまた現地言語を習得しようとする努力、現地の文化や考え方を理解しようとする努力が求められるとのことである。そのためには、大学側も授業開始前にオリエンテーションを開催し、大学の特色や教育方針あるいは授業の進め方等について学生の理解を得るような努力も重要である。教員側も言語や文化が異なる学生に対する柔軟性や包容力、自らを相対化する努力などが求められるのである。

### 3.3 Greg Dubow博士が予定していた講演内容

立教大学英语教育研究所は、Susanne Gundermann 博士に続いて、フライブルク大学のEMIプロジェクトの創設にかかわったもう一人のGreg Dubow博士を2019年9月23日から27日までの5日間にわたって立教に招聘し、フライブルク大学におけるさらなるEMIの進展とその成果について、前回同様に公開講演会と公開ワークショップを開催する予定であった。この企画は直前になってフライブルク大学側の事情によって実現こそしなかったものの、5回分のセミナーのタイトルと内容についてはすでに決定済みであったので、以下に紹介したい。

1. Diversity in the internationalized, English-taught classroom
2. Meta-strategies to prepare and support EMI students
3. Communicative in-class strategies to accommodate EMI students
4. Activation methods to foster student-centered learning
5. Responding to and feedbacking student input: Strategies and language

第1回目の講演は、EMIのクラス内における3種類の多様性についてである。第1の多様性は、教員や学生が果たすことを期待されている役割が多様であること、授業運営や評価の仕方が多様であること、外国語での学習法が多様であることなどが挙げられている。第2は、国外からの学生たちの背景となっている文化と現地のフライブルクの文化の違いである。第3は、第1と第2の多様性を踏まえて、Leask (2015) の Six Good practice principles for Teaching Across Cultures の枠組みを使い、EMIの授業ではどのようなストラテジーが有効であるのかの紹介である。

第2回目の講演は、多様な学生を教えるEMIの授業を成功させるためには、教員も従来のアプローチの仕方を適宜変えてゆく必要があることを説いている。教員の側から学生に対してどのような学習上の支援や言語上の支援が有効なのだろうか。教室内や教室の外で有効と思われるさまざまなメタ・ストラテジーを紹介し、参加者とともにその有効性や実行可能性などについて議論してゆくものである。

第3回目の講演は、国際化されたクラスにおいて、いかに学生たちとコミュニケーションをとればよいのかである。英語を母語としない学生が抱える英語の問題、それがクラス全体に与える影響、英語のレベルが異なる学生たちへの対応方法、わかりやすい英語の使い方、授業に対する取り組み方、英語を使ってどのように新しい事をわかりやすく教えるのか、などについてフライブルク大学での実践例を紹介しながら示してゆくものである。

第4回目の講演は、学習者中心の学びをいかにEMIのクラスで実現するのかである。フライブルク大学で撮影された映像を使い、学生は教員の話聞くだけでなく、教員とともに学ばなければいけないというCarroll (2015) の考えに基づき、アクティビティを使った学習法のメリット等について解説するものであった。

第5回目は、学生からの質問やコメントへの対応の仕方や、それらを授業の中で活かしてゆくためのストラテジーや英語の効果的な表現についてである。会話の構造に initiate-respond-evaluate という連続体があるが、最後に現れる evaluation で、教員は学生に対して単に Right! Exactly! Not quite! Good! と言うだけでは不十分である。学生たちをクラスに引き付け、学びを促すためには、どのような evaluation の仕方が有効なのかを論じるものである。さらに、よくわからない質問やコメントへの対処法や、学生からの質問やコメントをどうやってクラスでの

学びに繋げてゆくのかについても論ずることになっていた。

Dubow博士の予定していた講演内容は、いずれのトピックも学生と教員のあいだの広い意味でのコミュニケーションに関わる問題が多いことがわかる。授業内で英語によるコミュニケーションを円滑に進め、学ぶことの多い授業を実現するためには、単に教員と学生の英語力を高めるだけでなく、お互いの文化や考え方の違い、これまで受けてきた教育の違い、教員と学生の関係が国によってさまざまであることなどを両者がしっかりと認識し、お互いがそれらを認め合ううえで、どのようにしてEMIの授業において新たな関係を築き上げてゆくのかを問うものである。仮に日本の大学でEMIを実施する場合に、教員や学生の英語力を高める努力は双方において必要であるが、日本の教育現場でこれまで積み重ねられてきた暗黙の了解、慣例化したやり方、教員と学生のお互いに対する考え方、期待感、思考の前提となる事柄、判断基準、価値観、さらには一般にいわれるマナーや礼儀、許容される範囲と許容されないことなど、いわゆる暗黙知といわれる事柄を改めて意識下に置き、それらが異なるであろう学生あるいは教員を、どう日本の大学という制度に招き入れるのかを考えることが必要になってくる。EMIは大学における異文化間コミュニケーションなのである。

### 3.4 Patrick Studer教授のEMIに関する研究

2019年8月に私はスイスのピンターツールにあるZurich University of Applied Sciences (チューリッヒ応用科学大学)のSchool of Applied Linguistics (応用言語学部)に、Patrick Studer教授とPaul Kelly氏を訪ねた。この二人は、フライブルク大学がEMI teamを創設するときに専門的なサポートをしたEMIの専門家である(Gunderman & Dubow, 2016)。この面談はGreg Dubow博士からの紹介で実現したものである。EMIについて基本的な事柄からかなり突っ込んだ内容のことまで幅広く議論をしたが、私がどのような質問をしても気持ちよく懇切丁寧に答えてくれたのが印象的であった。議論の中でStuder教授の以下の発言にはとくに感銘を受けた。

EMIの授業では、教える側も学ぶ側も母語ではない英語を使用するために、一般的に言って授業の質が下がることが懸念される。しかしながら、それを教員や学生の個人の責任に帰するような批判は生産的ではない。大学全体の問題として捉え、institutionalなsupportを両者に提供することで解決を目指すべきである。

この発言は、これまで長年にわたりEMIの調査研究を行い、フライブルク大学をはじめとするいくつかの大学でEMIのプログラムの構築、運営を支援した経験から出た発言であろう。EMIを日本の大学で実施する際には誰しもが肝に銘じるべき言葉である。

Studer教授はEMIの分野で多くの論文を執筆しているが、Studer (2018) は、高等教育機関においてEMIを用いて専門のプログラムを教えるためにはどのような言語・コミュニケーション能力が大事になるのかを調査した研究である。その研究では、まず最初にCEFRなどを基にして、General language competence、Strategic competence、Monologic competence、Dialogic competence、Communicative didactic competenceの5つのcompetenceを設定した。それらの下に25のサブカテゴリーを設けた。詳細は以下のとおりである。

### General language competence

1. Vocabulary range、 2. Vocabulary control、 3. Phonological control、 4. Fluency and Cohesion、 5. Grammatical control

### Strategic competence

6. Planning action、 7. Compensating、 8. Monitoring and repair、 9. Listening comprehension、 10. Understanding conversation between speakers from different cultural backgrounds

### Monologic competence

11. Overall oral production (monologic)、 12. Sustained monologue (descriptive or putting a case)、 13. Addressing audiences

### Dialogic competence

14. Conversation (social use of language)、 15. Formal discussions and meetings、 16. Goal-oriented cooperation、 17. Non- / paraverbal communication、 18. Identifying cues and inferring

### Communicative didactic competence (ICL)

19. Facilitating a positive learning experience of students in L2 situation、 20. Using multilingualism in the classroom、 21. Managing teaching units facilitating student orientation in a L2 situation Language-didactic competence (CLIL)、 22. Planning teaching units facilitating student comprehension in L2、 23. Facilitating comprehension and development of L2 register (domain specific lexical range and control)、 24. Facilitating comprehension and development of students' ability to pronounce L2、 25. Facilitating development of communication skills in L2 (domain- and situation-specific)

上記のリストは、CEFRを使ったこともあり、一般的でかつ網羅的なリストとなっている。このリストを専門家に見せて、新たに16のdescriptorから成る改訂版を作成した。(紙面の都合上この改訂版についての説明は省略する。)その改訂版を使って、スイスのとある応用科学大学でEMIを使ったBusiness AdministrationのBacheior of Scienceプログラムを、1週間にわたり、8モジュール領域で合計8名の教員が教えた10クラス分(1クラス90分)を、EMIの授業評価の専門家6名に、評価してもらった。その評価をする中で、どのようなdescriptorがEMIによるBusiness AdministrationのBacheior of Scienceプログラムの授業を評価するのに妥当か否かを判断してもらったのである。その結果は以下のとおりである。

#### 評価項目として極めて妥当と判断された descriptor

vocabulary range、 phonological control、 goal-oriented cooperation、 structural explicitness

#### 評価項目として妥当と判断された descriptor

cohesion and fluency、 monitoring and repair、 overall oral production、 formal discussions and meetings、 planning teaching units、 development of L2 register

#### 評価項目として不適當、あるいは同意しかねると判断された descriptor

vocabulary control、 active listening、 social use of L2、 para-and non-verbal



## communication, positive attitude to L2, facilitating development of communication skills

この判定結果は、EMIの授業において何が重要なのかを考える上で極めて興味深い。専門家の目から見て、EMIの授業が効果的なものになるためには、教員の語彙が豊富であり、英語が聞きやすく、授業の目的がはっきりとしていて、授業の展開の仕方がわかりやすい、という4つの基準が満たされることが重要なのである。やさしい語彙を使う、よく学生の話聞く、英語で軽い話をする、非言語のコミュニケーションが巧みである、英語に対して好感をもっている、コミュニケーション上のスキルを活用するの6項目は、EMIの授業の良し悪しを評価するのに不相当だと判断された。

### 4. 日本人のためのEMIの構築

#### 4.1 EMIの教員に求められるもの

前述のように、日本の大学でもすでに多くの授業やプログラムが英語で行われている。日本人の教員がEMIで授業を行う上で大きな障害となっているのが、英語力の不足であるといわれているが、果たして英語力だけが問題なのであろうか。もう一度Studer (2018)において、専門家がEMIの授業を評価するうえで極めて妥当あるいは妥当と判断したdescriptorを見ていただきたい。合わせて10個のdescriptorが上がっているが、それらは大きく分けて、授業の組み立て方に関する評価項目と教員の英語に関係する評価項目である。学期を通して達成すべき授業目標を明確に提示し、この授業を1学期間履修することで何がわかり、何ができるようになるのかを具体的に履修者に示す、毎回の授業で何を学習するのかその詳細を示す、1回1回の授業を重ねて学期全体のスケジュールを組み立てる、そうすることで履修者に明確な目標を与え、学習への動機づけを高める。このような事柄をシラバスに書き示して学生に提示することは、別にEMIの授業に限ったことではないが、母語が異なり文化や物の見方が異なり、これまで受けた母国での教育方法などが異なる学生を対象とするEMIの授業であればこそ、今まで以上に明確にわかりやすく提示することが求められるのであろう。

授業に臨む教員は、わかりやすい発音で豊富な語彙を用いて、クラスでの議論や話し合いの場を流暢な英語でリードしてゆく技能が求められていることが理解できる。EMIを行う上で、母語が異なる学生にとって聞き取りやすい英語の発音をすることは必須の要件なのである。EMIで専門の授業を進めてゆくためには、専門性の高い語彙や表現を用いて、それらを一貫性のある談話にまとめ、流暢に、議論や会議をリードすることが求められることがわかる。日本の教員は概して専門知識や英語の専門用語は知っているが、それらをうまく組み合わせてトピックとして一貫した説得力ある談話をスムーズに産出することが苦手な者が多い。この辺をどう改善してゆくのかがEMI成功のカギを握っているように思われる。

#### 4.2 活用発信型司法英語辞書

私はコーパス言語学の立場から、司法英語の言語学的特徴を長年研究してきた。(詳細は、本論集の私の研究業績一覧を参照)最近では、英米法を専門とする立教大学法学部の溜箭将之教授、専修大学法学部の高橋脩一准教授と共に、コーパス言語学の手法を用いて、日本人向けの活用発信型司法英語辞書を、科研費を使って研究している(課題番号:16H03458)。現在その編集作

業が大詰めを迎えており、来年度を目標にこれまでの研究成果を活用発信型司法英語辞書という形で出版する予定である。このプロジェクトは、司法英語において使用頻度が高い語彙や、汎用性の高い英語表現をコンピュータを使って抽出し、それらを辞書という形にまとめて公にし、日本人が司法の分野で英語で発信することを容易にすることを目的としている。発信する方法の中には、当然英語で授業をするEMIも含まれる。

本研究のために新たに構築した司法英語コーパスは以下のとおりである。

アメリカの判例 (US JG)	6,362,230 語
イギリスの判例 (UK JG)	6,240,968 語
アメリカのロージャーナル (US LJ)	6,000,147 語
イギリスのロージャーナル (UK LJ)	6,191,792 語
アメリカの契約書 (US Cont)	4,347,047 語
合計語数	29,142,184 語

これまでの研究から、日本人が司法英語を理解し、発信してゆくうえで理解すべき言語的要素、あるいは発信に有用と考えられる言語的要素は、大きく分けて以下の4つのカテゴリーに分類されることがわかってきた。

1. 専門用語を導入するためのフレーズ
2. 専門用語を導入するための基本動詞
3. 一般語義と司法語義が異なる語
4. 司法英語独特の類義語

#### 4.2.1 専門用語や概念を導入するためのフレーズ

司法英語では、専門的な概念や事実などを談話内に導入するにあたって、独特のフレーズを使用することが多い。以下の例は、アメリカの判例から引用した例であるが、下線部の専門的概念や重要な事実を判例内に導入するにあたり、ゴチで示した *in the course of* と *in favor of* というフレーズが使われていることがわかる。

But these statements were uttered **in the course of granting qualified immunity** or, in DeFillippo, ruling **in favor of the police officers on a motion to suppress**. (US JG)

このようなフレーズは、司法英語において重要な事柄を表現する前ぶれとでもいえる役割を担ういかにも司法英語らしいフォーマルな言語表現であり、これらの表現を自在に使いこなすことで、重要な情報を格式高い英語でつなぎ合わせ、fluencyの高い司法英語らしい英語を使いこなすことができるようになる。

以下に、司法英語コーパスの使用頻度上位200位以内に共通してランクされた同様のフレーズを挙げておく。(中心語となる語はゴチで示している)

on **behalf** of, in the **case** of, in the **course** of, at the **end** of, to the **extent** that, the **fact** that (of the **fact** that, by the **fact** that, to the **fact** that, on the **fact** of, despite the

fact that), on the **grounds** that, on the one **hand** (on the other **hand**), as a **matter** of, within the **meaning** of, on the **part** of (as **part** of), for the **purpose** of, the **question** of whether (the **question** whether), with **respect** to (in **respect** to, in **respect** of), as a **result** of, have the **right** to, the **terms** and conditions (the **terms** of this), from **time** to time (at the same **time**, at the **time** of, for the first **time**) in the **absence** of, on the **basis** of (on the **basis** that), for the **benefit** of, it is **clear** that, in the **context** of, in **favor** of, in the **form** of, in the **light** of, in the **nature** of, the **provision** of, the **scope** of (within the **scope** of), take into **account** (be taken into **account**), the **value** of, in a **way** that, (the **way** in which)

#### 4.2.2 専門用語を導入するための基本動詞

司法英語ではさまざまな動詞が使用されるが、意味の比重が動詞から名詞に移っているためか、比較的基本的で一般英語でも使用される動詞が高頻度で使用されている。以下の例では、**bring**、**hold**、**make**、**enter** といった基本動詞が司法英語で使われている例である。

Mr Sharon **brought** defamation proceedings against Time magazine for publishing an article about his activities (UK JG)

The Supreme Court **held**, however, that a preparatory act such as an unlawful entry merges into the completed crime (US JG)

the court merely **made** a declaration that the Secretary of State had failed to comply with his PSEDs (UK LJ)

The trial court **entered** judgment in favor of the Cravens and against Kneibert (US JG)

以下に高頻度で使用されている一般的な動詞を挙げておく。(とくに使用法が基本的で特徴的な動詞はゴチで示している)

5つの司法英語コーパスで上位 200 語に入った動詞 (86 語)

accept, act, add, address, adopt, affect, agree, allow, apply, arise, assume, base, be, **bear**, become, begin, **bring**, cause, claim, concern, conduct, consider, constitute, contain, continue, create, define, describe, determine, do, engage, establish, exclude, exercise, exist, fail, follow, **give**, govern, grant, **have**, **hold**, identify, impose, include, indicate, intend, interpret, involve, know, limit, maintain, **make**, mean, meet, obtain, occur, operate, pay, perform, permit, prevent, propose, protect, provide, receive, recognize, reduce, refer, regard, relate, remain, represent, require, result, say, seek, serve, **set**, state, **take**, treat, understand, use, work, write

契約書を除く 4つの司法英語コーパスで上位 200 語に入った動詞 (56 語)

accord, appear, argue, ask, assert, authorize, avoid, believe, **call**, challenge, cite, **come**, commit, comply, conclude, cover, decide, demonstrate, develop, discuss, enforce, **enter**, entitle, expect, explain, extend, fall, **find**, go, insure, lead, leave, look,

need, note, observe, offer, **place**, produce, prove, **put**, **raise**, reach, read, reflect, reject, rely, satisfy, see, sell, show, submit, suggest, support, think, **turn**

#### 4.2.3 一般語義と司法語義が異なる語 (62語)

一般的な語が司法英語で使用された場合、その語の司法語義が一般語義と異なることが多い。そこには3つのパターンが見出せる。

- 1) 明らかに通常使われる一般語義と司法語義が異なるパターン

act (一般語義：行為、司法語義：法律) のように明確に一般語義と司法語義とが異なる事例

一般語義：Because people act weird in front of video cameras. (BNC)

司法語義：under the Federal Tort Claims Act (US JD)

- 2) 一般語義と司法語義は基本的には同じだが、与えられた訳語が大きく異なるパターン

answer (一般語義：答え、正解、返事、司法語義：答弁) のように原義は両方とも同じで差異はないが、日本語の訳語が異なる事例

一般語義：There was no answer given to that question by anybody. (BNC)

司法語義：Defendants filed their answers, and the court held a Rule 16 scheduling conference on September 20, 2007. (US JG)

- 3) 一般英語であっても正式度が高いために、司法英語で使用されることが多い語義

名詞の amount は「量」という一般語義であるが、amount to のように動詞として使用されると正式度が高くなり、あまり一般英語では使われない。そのため、司法語義であるかのように思われている事例

一般語義：In future, large amounts of taxpayers' money will go to support local government. (BNC)

司法語義：corporal punishment that causes only psychological injuries can amount to a violation of substantive due process (US JG)

以下に一般語義と司法語義が異なる代表的な例を挙げておく。

act, action, adopt, address, allow, amount, answer, apply, arise, attempt, body, case, challenge, charge, complain, constitute, credit, damage, deliver, due, employ, error, exercise, favor, force, free, good (faith), ground, hear, house, instrument, interest, lay, maintain, material, meet, motion, move, observe, office, party, pass, person, personality, practice, provide, raise, reason, record, requirement, review, right, rule, satisfy, sentence, service, submit, title, transaction, turn, uphold, voluntary

#### 4.2.4 司法英語独特の類義語

司法英語では、細かな意味の差を表すためにそれぞれの意味に別々の語をあてがうことが多い。そのため必然的に類義語が多数存在することになる。murder、homicide、manslaughter はいずれも「人を殺す」ことを意味するが、その意味するところは微妙に異なる。Black's Law Dictionary (1999) によれば、murder は、“the killing of a human being with malice aforethought” と定義さ

れ、manslaughterは、“the unlawful killing of a human being without malice aforethought”と定義されている。両者の違いは、malice aforethought（予謀）があるかないかの違いである。homicideとは“the killing of one person by another”と定義され、正当防衛等も含め単に人を殺す行為をさし、それ自体は犯罪を構成しない。

以下に、司法英語で代表的な類義語の例を挙げておく。

act, bill, law, legislation, statute, code//association, company, corporation, entity, foundation, organization//authority, power, jurisdiction//claim, assert, insist, argue, state//claim, complaint//damage, loss, injury, harm//decision, order, judgment, ruling, verdict, decree//decide, hold, judge, adjudicate, rule, find//executive, administrative, governmental//forum, court, venue, jurisdiction//interpret, construe//lawyer, attorney, counsel, barrister, solicitor//lay down, provide//murder, manslaughter, homicide//obligation, duty//order, judgement, ruling, decree//provision, clause, article, section, chapter//question, interrogate, exam, prove//strike down, invalidate//illegal, unlawful//void, annul, nullify, cancel, rescind, terminate//overrule, overturn, override, reverse, remand//promise, agreement, contract//repeal, repudiate

## 5. まとめ

EMIは、高等教育機関の国際交流が盛んになり、英語が教育分野でのリンガフランカとしての役割を果たし始めた今日、EU諸国のみならず世界各国に急速に広まりつつある。日本もその例外ではありえず、すでに多くの大学で英語での授業が行われ、英語による授業だけで学士課程を卒業、あるいは修士課程を修了することができるようになってきている。しかしながら、日本の大学における英語での授業は多くの問題を抱えていることも事実である。教員の英語力が英語で授業をするまでに至っていない、学生の英語力が低くて授業が理解できない、EMIをやる授業の質やレベルが低下する、など問題が多い。英語で授業を行うといっても、英語教育におけるcontent-based instructionやcontent and language integrated learning (CLIL)などの授業と大差がないEMIの授業も多い。本来EMIがめざすべきは、国境を越えた学生や教員の交流であり、そのための共通した教育言語として英語を使用するものである。

本小論は、日本におけるEMIの必要性を認めつつ、本来あるべき姿のEMIを日本の大学で行うには、何が必要なかを論じ、海外でのEMIに関する研究成果や実践例を紹介したものである。また、自分たちが行っているEMIを日本の大学で促進するためのプロジェクトとして、コーパス言語学に基づく活用発信型の司法英語辞書の編集プロジェクトを紹介した。海外のEMI研究を参考にしつつ、最終的には日本の大学に合った、日本の大学ならではのEMIを打ち立ていくのが今後の課題である。これからもこのテーマについて、国内外の多くの研究者と連携をしつつ、研究をしてゆく所存である。

## 註

- 1 この記述は、以下のサイトを参考にした。European Union (2019). *The history of the European Union*. [https://europa.eu/european-union/about-eu/history\\_en](https://europa.eu/european-union/about-eu/history_en) (2019年11月20日アクセス). と Delegation of the European Union to Japan (2017). 「EUの歴史」 <https://eeas.europa.eu/delegations/japan/21114/> (2019年11月20日アクセス).
- 2 この記述は、以下のサイトを参考にした。文部科学省 (2004) / 「欧州における高等教育に関する動向について」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/003/gijiroku/attach/141491.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/003/gijiroku/attach/141491.htm) (2019年11月20日アクセス).
- 3 この記述は、以下のサイトを参考にした。Student Service Center Albert-Ludwigs-Universität Freiburg. (2019). *English-taught degree programs*. <http://www.studium.uni-freiburg.de/en/program-offerings/english-taught-degree-programs> (2019年11月20日アクセス).
- 4 この記述は、以下のサイトを参考にした。Sprachlehrinstitut Albert-Ludwigs-Universität Freiburg. (2019). *EMI - English Medium Instruction*. <https://www.sli.uni-freiburg.de/englisch/emi/quality> (2019年11月20日アクセス).
- 5 この記述は、以下のサイトを参考にした。Maastricht University. (2019). *Education Small-scale and international*. <https://www.maastrichtuniversity.nl/education>. (2019年11月20日アクセス).
- 6 この記述は、以下のサイトを参考にした。Wikipedia. (2019). *English-medium education*. [https://en.wikipedia.org/wiki/English-medium\\_education](https://en.wikipedia.org/wiki/English-medium_education) (2019年11月20日アクセス).

## 参考文献

- 日本学生支援機構 (Japan Student Services Organization). (2019). *University Degree Courses Offered in English*. [https://www.jasso.go.jp/sp/ryugaku/study\\_j/search/\\_icsFiles/afieldfile/2019/10/01/degree\\_english\\_190927.pdf](https://www.jasso.go.jp/sp/ryugaku/study_j/search/_icsFiles/afieldfile/2019/10/01/degree_english_190927.pdf) (2019年11月20日アクセス).
- Garner, B. (1999). *Black's Law Dictionary*. West Group. St. Paul, Minnesota.
- Gundermann, Susanne and Gregg Dubow. (2016). "English Medium Instruction - Quality Assurance". URL: <http://www.sli.uni-freiburg.de/englisch/emi/quality> (2019年11月20日アクセス).
- 文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室 (2019) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigaku/04052801/\\_icsFiles/afieldfile/2019/05/28/1417336\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/_icsFiles/afieldfile/2019/05/28/1417336_001.pdf) (2019年11月20日アクセス).
- Studer, P. (2018). English in the age of comprehensive internationalization: defining competence guidelines for teachers in higher education. In P. Studer (Ed.), *bulletin vals-asla*, 107, 27-47.